

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年10月21日	不動産番号	1203000320838
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	大阪市西淀川区中島二丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
9番32	廃川敷	6734		9番6から分筆 〔昭和55年10月17日〕	
余白	宅地	6734	25	②③昭和57年11月1日地目変更 〔平成5年3月19日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年10月21日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成10年4月8日 第1698号	原因 昭和58年7月1日現物出資 所有者 大阪市西淀川区中島二丁目9番82号 新淀生コンクリート株式会社 順位13番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年10月21日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
<u>1</u> <u>3</u>	根抵当権設定	昭和58年11月26日 第4441号	原因 昭和58年11月25日設定 極度額 金14億円 債権の範囲 売買取引 売買取引 商品供給取引 保証取引 保証委託取引 消費貸借取引 使用貸借取引 貸借取引 昭和58年7月1日付債務引受契約 手形債権 小切手債権 債務者 大阪市西淀川区中島二丁目9番82号 新淀生コンクリート株式会社 根抵当権者 大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 大阪セメント株式会社 共同担保 目録(ホ)第60号 順位22番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権移転	平成16年3月30日 第15289号	原因 平成6年12月21日合併 根抵当権者 東京都千代田区六番町6番地28 住友大阪セメント株式会社
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年10月21日
<u>2</u> <u>3</u>	根抵当権設定	平成16年3月30日 第15290号	原因 平成16年3月30日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			債務者 大阪市西淀川区中島二丁目9番82号 新淀生コンクリート株式会社 根抵当権者 東京都中央区八重洲二丁目10番 17号 商工組合中央金庫 (取扱店 梅田支店) 共同担保 目録(ハ)第9947号
3	1番、2番順位変更	平成16年3月30日 第15291号	原因 平成16年3月30日合意 第1 2番根抵当権 第2 1番根抵当権
4	2番根抵当権抹消	平成22年11月24日 第74266号	原因 平成22年11月18日解除
5	根抵当権設定	平成22年11月26日 第74870号	原因 平成22年11月26日設定 極度額 金2億4,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 大阪市西淀川区中島二丁目9番82号 新淀生コンクリート株式会社 根抵当権者 東京都千代田区丸の内一丁目1番 2号 株式会社三井住友銀行 (取扱店 梅田支店) 共同担保 目録(ウ)第2761号
6	1番根抵当権抹消	平成22年12月16日 第80281号	原因 平成22年12月1日解除
7	根抵当権設定	平成23年4月28日 第28557号	原因 平成23年4月28日設定 極度額 金2億5,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 大阪市西淀川区中島二丁目9番82号 新淀生コンクリート株式会社 根抵当権者 香川県高松市亀井町5番地の1 株式会社百十四銀行 (取扱店 大阪支店) 共同担保 目録(ウ)第5167号
8	5番根抵当権抹消	平成29年11月27日 第82377号	原因 平成29年11月27日解除
9	7番根抵当権抹消	平成29年12月27日 第92706号	原因 平成29年12月27日放棄

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

(大阪法務局北出張所管轄)

平成31年4月17日

京都地方法務局

登記官

金子 恵 幸



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K45752 ( 2 / 4 )

2 / 2